

平成30年3月15日

佐賀県中小企業団体中央会 会長 内田 健 殿

障害者の雇用促進及び職場定着に向けた取組に関する要請書

障害者雇用対策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り感謝申し上げます。

現在、佐賀県の障害者雇用については、5年連続で過去最高の障害者雇用者数を実現し、平成29年6月時点での障害者雇用率も2.54%（全国3位）となる等、精神障害者をはじめとする障害者の就労意欲の高まりや、企業による障害者雇用に対する理解の浸透等を背景に、着実に改善しつつあります。

しかしながら、雇用義務のある企業のうち27.4%の企業が法定雇用率未達成であることや、精神障害者をはじめとして職場定着に困難を抱えるケースが多く見られること等、依然として様々な課題が残されています。

こうした状況を受け、佐賀労働局・ハローワークでは、障害者の就労支援体制の強化等を図るとともに、今年度から、精神障害者の方が活躍できるように職場内で温かく見守り支援する精神・発達障害者しごとサポーターの養成や、ハローワーク鳥栖管内において精神科医療機関と連携した就職準備から職場定着までの一貫した支援を行うモデル事業に取り組むなど精神障害者の雇用支援に取り組んでおります。

また、本年4月には、障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加されることに伴い、民間企業の法定雇用率を2.2%へ引き上げることとなっておりますが、これらの取組を更なる雇用促進と職場定着の推進に繋げていくためには、行政や地域の関係機関、民間企業をはじめ社会全体が一体となって、誰もが希望や能力、特性等を活かして活躍でき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現を目指していくことが肝要です。

このため、佐賀労働局・ハローワークとしては、改正法施行前にあたる2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」月間と定め、経済団体や事業主等に対して、精神障害者をはじめとする障害者の雇用促進を勧奨するとともに、精神障害者である短時間労働に関する算定方法の特例措置や障害者雇用に関する各種の支援策等について周知啓発を図っていくこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、この取組の趣旨を御理解いただき、障害者と共に働くことが当たり前の社会の実現に向け、会員企業等に対する周知啓発について御協力のほど、何とぞ宜しくお願い申し上げます。

佐賀労働局長
松森 靖

